

聖籠町地域防災計画

－ 総則編 －

令和5年3月修正

聖籠町防災会議

総 則 編

第 1 節	計画作成の趣旨等	1
第 2 節	基本方針	5
第 3 節	町民及び防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱	7
第 4 節	聖籠町の概況	15
第 5 節	聖籠町の既往の主な災害	18
第 6 節	被害想定	20

第 1 節 計画作成の趣旨等

第 1 計画の目的

この計画は、町民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある災害に対処するため、町、県、指定行政機関、指定公共機関、指定地方行政機関等の防災関係機関が、その有する機能を有効に発揮して、町の地域における災害の予防、応急対策及び災害復旧・復興を実施することにより、町民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また、経済的被害ができるだけ小さくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備えなければならない。

大規模な災害は、時として人知を超えた猛威をふるい、多くの人命を奪うとともに、国土及び国民の財産等に甚大な被害を与えてきた。災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるが、衆知を集めて効果的な災害対策を講じるとともに、町民一人ひとりの自覚及び努力を促すことによって、できるだけその被害を軽減していくことを目指す。

第 2 計画の性格及び構成

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）の規定に基づき、「聖籠町防災会議^{※1}」が策定する計画であり、本町における災害対策に関し、総合的、かつ、基本的な性格を有するものである。

また、この計画は、「総則編」、本編の「震災対策編」と「津波災害対策編」、「風水害対策編」及び「個別災害対策編」並びに「資料編」で構成される。

(1) 総則編

この計画の目的、防災の基本方針並びに町民及び防災関係機関の責務、各種災害の被害想定等について定めるものである。

(2) 震災対策編（本編）

震災をはじめとする災害対策に関して、総合的かつ基本的な性格を有するものであり、各種災害対策を、「予防」、「応急」、「復旧・復興」の時系列ごとに配することにより、防災活動の実施等に資するものである。

(3) 津波災害対策編

震災対策編に付随するものであり、津波による被害を最小限にするための対策を、「予防」、「応急」、「復旧・復興」の時系列ごとに配することにより、防災活動の実施等に資するものである。

※1 聖籠町防災会議

災害対策基本法の規定より組織され、聖籠町地域防災計画の作成や町の地域に係る防災に関する重要事項を審議する機関のこと。

(4) 風水害対策編

震災対策編に付随するものであり、風水害による被害を最小限にするための対策を、「予防」、「応急」、「復旧・復興」の時系列ごとに配することにより、防災活動の実施等に資するものである。

(5) 個別災害対策編

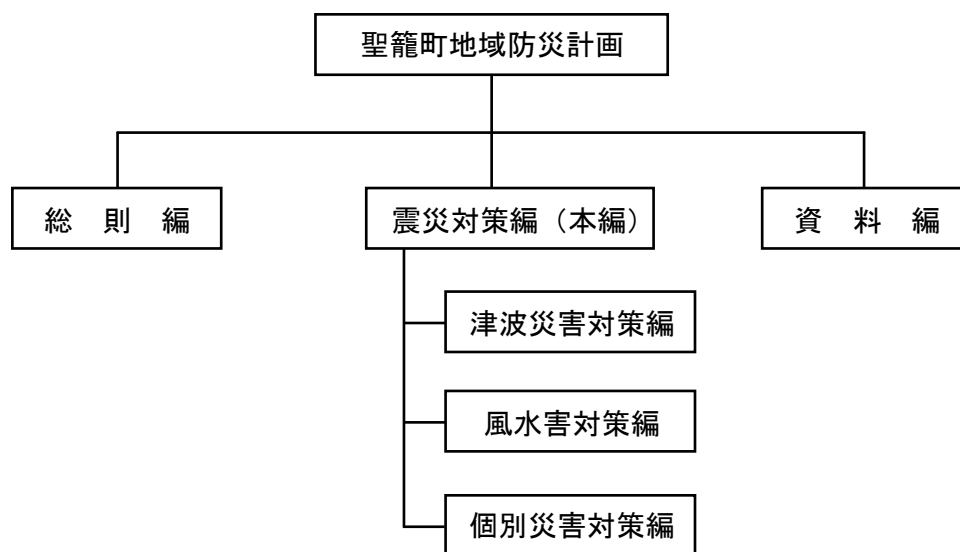
震災対策編に付随するものであり、震災、津波及び風水害以外の個別の災害による被害を最小限にするための対策を、個別の災害ごとに配することにより、防災活動の実施等に資するものである。

(6) 資料編

この計画に関連する各種資料を掲載したものである。

※ 石油コンビナート等災害防止法（昭和 54 年法律第 84 号）により規定された特別防災区域にかかる防災計画は、「新潟県石油コンビナート等防災計画^{※2}」の定めるところによるものとする。

〈図表 1-2-1 聖籠町地域防災計画の構成〉



資料編	○ 聖籠町防災会議条例	p. 46
	○ 聖籠町防災会議運営規程	p. 48

第3 国・県の防災計画等との関係

この計画は、国が定める「防災基本計画」、指定行政機関及び指定公共機関が定める「防災業務計画」及び「新潟県地域防災計画」との整合性・関連性を有する。

※2 新潟県石油コンビナート等防災計画

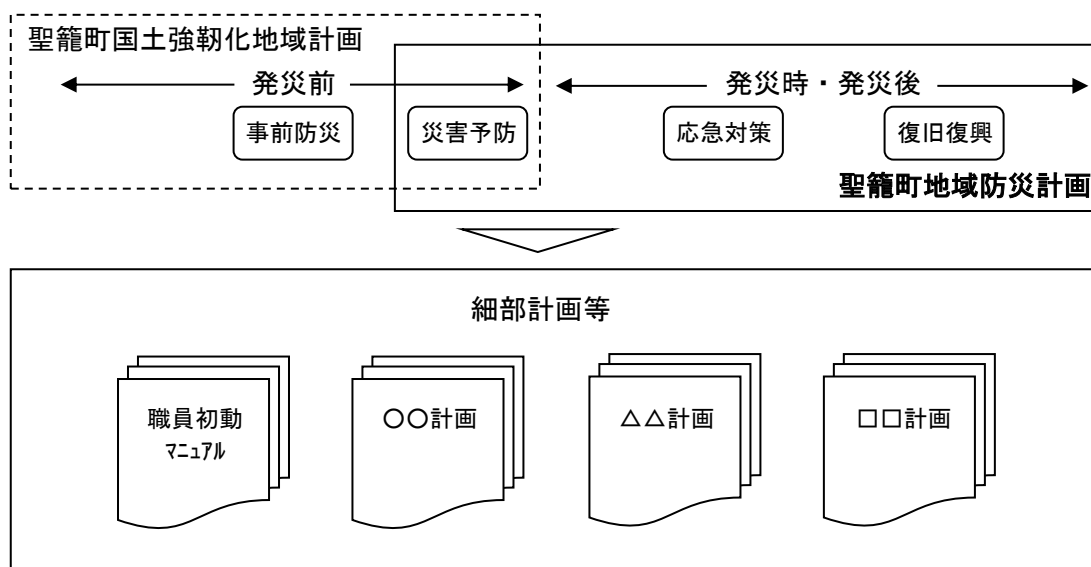
石油コンビナート等災害防止法に基づき、石油や高圧ガス等を大量に取り扱う区域として、新潟東港地区などが指定されている。この区域における防災対策を定めた計画である。

第4 細部計画等の策定

この計画は、「聖籠町国土強靱化地域計画^{※3}」との整合性・関連性を有する。

また、この計画を、具体的に実施するにあたり必要な細部計画については、町の各所属及び防災関係機関等において定める。

〈図表 1-4-1 細部計画の策定〉



第5 計画の修正

この計画は、災害対策基本法の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正するものとする。

第6 計画の習熟等

町の各所属及び防災関係機関等は、この計画の遂行にあたって、それぞれの責務を十分果たせるよう、平時から訓練、研修その他の方法により、この計画及びこの計画に関連する細部計画等の習熟に努める。

※3 聖籠町国土強靱化地域計画

『事前防災・減災』と『迅速な復旧・復興』といった大規模災害等に備えるための施策を、明確な目標の下に、総合的かつ計画的に推進するための計画である。

第 7 共通用語

この計画における用語の定義は、次のとおりである。

〈図表 1-7-1 用語の定義〉

用 語	定 義
自主防災組織	町民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。(災害対策基本法第 2 条の 2 関係)
要配慮者	高齢者、障がい者、傷病者、妊産婦、乳幼児、外国人、その他の特に配慮を要する者をいう。(災害対策基本法第 8 条第 2 項関係)
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいう。(災害対策基本法第 49 条の 10 関係)
地区防災計画	地区居住者等が共同して行う防災活動に関する計画であり、町等が活動の中心となる地域防災計画とコミュニティが中心となる地区防災計画とが相まって地域における防災力の向上を図ろうとするものをいう。(災害対策基本法第 42 条第 3 項及び第 42 条の 2 関係)
避難場所	災害の危険が切迫した場合における町民等の安全な避難先を確保する観点から、災害の危険が及ばない場所又は施設をいう。
指定緊急避難場所	避難場所のうち、町が指定したものをいう。(災害対策基本法第 49 条の 4 から第 49 条の 6、第 49 条の 8 関係)
避難所	避難のための立退きを行った居住者等を、避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した町民その他の被災者を一時的に滞在させるための施設をいう。
指定避難所	避難所のうち、町が指定したものをいう。(災害対策基本法第 49 条の 7、第 49 条の 8 関係)
罹災証明書	災害により被災した住家等について、その被害の程度を証明したものをいう。(災害対策基本法第 90 条の 2 関係)
被災者台帳	被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するための基礎となる台帳をいう。(災害対策基本法第 90 条の 3 関係)

第2節 基本方針

第1 自助・共助・公助の推進と外部支援・相互連携による補完体制構築

この計画においては、自然災害に対する施設能力や行政主導の避難対策には限界があることを理解した上で、町民（自助）、地域（共助）、行政（公助）の各主体が、それぞれの責任を果たすことを前提に、各主体の能力の不足を外部からの支援と相互の連携により補完し、もって災害の予防、応急対策、復旧・復興のための活動を円滑に実施できるよう体制構築を目指す。

(1) 「自助」の推進

- ア 町民及び企業等は、災害又はこれにつながるような事象への関心を高め、町民等が主体となって「自らの命は自らが守る」という意識を持ち行動するよう努める。
- イ 町民及び企業等は、自らの責任において、自身及びその保護すべき者の災害からの安全を確保し、自らの社会的な責務を果たせるよう努める。
- ウ 自ら避難することが地域全体の避難に繋がることから、声を掛け合いながら迅速に避難するなど、避難の呼びかけや率先避難に努める。

(2) 「共助」の推進

- ア 町民及び企業等は、災害で困窮した隣人に無関心であってはならず、地域において「自らの地域は自らで守る」意識を共有するよう努める。
- イ 町民は、その居住地域における安全確保のため、相互に助け合い、災害の予防・応急対策を共同で行うよう努める。
- ウ 企業等は、その立地地域において、町民が行う防災活動への協力を努める。

(3) 「公助」の充実

- ア 町は、災害時の町民等の安全確保と被災者の救済・支援等の応急対策全般を、災害発生時に、迅速かつ有効に実施できるよう、以下の方法等により災害対応能力の維持及び向上に努める。
 - (ア) 専門知識を持った職員の養成・配置と災害時の組織体制の整備
 - (イ) 災害時にも機能停止に陥らない、危機管理体制の整備及び庁舎・設備・施設・装備等の整備
 - (ウ) 職員の教育・研修・訓練による防災活動の習熟
 - (エ) 災害時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みの平時からの構築
 - (オ) 災害ハザードマップの作成、避難情報発令の判断基準等の明確化
 - (カ) 災害対応業務のプログラム化、標準化
 - (キ) 指定緊急避難場所、指定避難所、災害備蓄など、防災に関する諸活動の推進にあたっての、公共用地等の有効活用

イ 町は、町民及び企業等が公の支援を遅滞なく適切に受けられるよう、確実に周知しなければならない。

ウ 町は、相互の連携・協力のための体制を整備し、広域的な応援・受援体制の強化・充実化を図る。

エ 町は、町民及び企業等による自らの安全を確保するための取組の推進について、啓発と環境整備に努める。

(4) 支援と連携による補完体制の整備

町は、自らの対処能力が不足した場合、国、県、他市町村からの支援や、NPO、ボランティア、企業・団体等との連携により十分に対応できるよう、事前の体制整備に努める。

第2 要配慮者への配慮と男女両性の視点に立った対策

(1) 細部計画等の策定及び実施にあたっては、高齢者、障がい者、傷病者、妊産婦、乳幼児、外国人等の要配慮者の安全確保対策に十分配慮する。

(2) 細部計画等の策定及び実施にあたっては、男女共同参画及び性的少数者等の視点から見て妥当なものであるよう配慮する。

第3 感染症対策の視点を取り入れた防災対策

新型コロナウイルス感染症の発生などを踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など、感染症対策の視点を取り入れた防災対策を推進する。

第4 複合災害を視野に入れた防災対策

積雪期の地震発生など、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化すること）の発生可能性を認識し、本計画及び細部計画等の見直しや備えの充実化を図る。

第5 計画の実行性の確保

町は、この計画上の防災対策の実効性を担保するため、関係する施設・資機材の整備、物資の備蓄、組織・体制の整備、関係機関との連携の確認などを、平時から行うとともに、研修や訓練を通じて、計画の習熟を図る。

第3節 町民及び防災関係機関の責務と処理すべき事務 又は業務の大綱

第1 町民及び防災関係機関の責務

1 町民

「自らの身の安全は自分で守る（自助）。自分たちの地域の安全は自分たちで守る（共助）。」ことが防災の基本であり、町民はその自覚を持ち、平時から災害に備えるための手段を講じておくことが重要である。

町民は、災害発生時には自らの身の安全を守るよう行動するとともに、町、県、国、その他防災関係機関の実施する防災活動に参加・協力するという意識のもとに積極的に、自主防災活動を行うものとする。

また、町民は、電気、ガス、水道等のライフライン及び物資流通の麻痺などが想定される3日分相当の食料、飲料水、生活必需品等の備蓄に努める。

2 企業等

企業等は、災害時に企業等の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業等において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるものとする。

また、企業等は、地域コミュニティの一員としての自覚を持ち、地域の防災訓練等へ積極的に参加するよう努めるとともに、町その他の行政機関が実施する災害対策事業及び町民が協働して行う地域の振興に関する活動に協力するものとする。

3 聖籠町

町は、災害対策基本法の規定に基づき、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、町の地域並びに町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他の地方公共団体及び町民等の協力を得て防災活動を実施する。

4 新潟県

県は、災害対策基本法の規定に基づき、市町村を包含する広域的な地方公共団体として、大規模災害から県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を保護するため、国、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他の地方公共団体、NPO、ボランティア、企業・団体及び町民等の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を支援し、また、その調整を行う。

5 指定地方行政機関

指定地方行政機関^{※4}は、災害対策基本法の規定に基づき、大規模災害から当該地域並びに町民の生命、身体及び財産を保護するため、指定行政機関^{※5}及びその他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、町及び県の防災活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

6 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関^{※6}及び指定地方公共機関^{※7}は、災害対策基本法の規定に基づき、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、町及び県の活動が円滑に行われるよう、その業務に協力する。

7 その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平時からそれぞれの業務に応じた災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施するものとする。

また、町、県、その他防災関係機関の防災活動に協力する。

第2 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

町、県、新発田地域広域事務組合消防本部、町の区域を管轄する指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて町の地域に係る防災に寄与すべきものとする。

それぞれが災害時に処理すべき事務又は業務の大綱は、次表のとおりである。

※4 指定地方行政機関

災害対策基本法の規定に基づき、指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関のうち、防災行政上重要な役割を有するものとして内閣総理大臣が指定する機関。例) 総合通信局、地方整備局など

※5 指定行政機関

災害対策基本法の規定に基づき、国の行政機関のうち、防災行政上重要な役割を有するものとして内閣総理大臣が指定する機関。例) 内閣府、消防庁、気象庁など

※6 指定公共機関

災害時に国や地域を守るために国の施策に準じて決められた災害時の活動を行う機関をいう。

※7 指定地方公共機関

土地改良区その他公共的施設の管理者及び都道府県の地域において電気、ガス、輸送、通信、その他の公益的事業を営む法人で、当該都道府県の知事が指定するものをいう。

〈図表 3-2-1 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱〉

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
聖 籠 町	<ol style="list-style-type: none"> 1 聖籠町防災会議に関する事。 2 管内における公共的団体、自主防災組織及び町民等の育成指導に関する事。 3 災害予警報等情報伝達に関する事。 4 被災状況に関する情報収集に関する事。 5 災害広報に関する事。 6 高齢者等避難、避難指示の発令等に関する事。 7 被災者の救助に関する事。 8 県知事の委任を受けて行う災害救助法に基づく被災者の救助に関する事。 9 災害時の清掃・防疫その他保健衛生の応急措置に関する事。 10 消防活動及び浸水対策活動に関する事。 11 被災児童・生徒等に対する応急の教育に関する事。 12 被災要配慮者に対する相談及び援護に関する事。 13 公共土木施設、農地及び農業用施設等に対する応急措置に関する事。 14 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関する事。 15 消防、浸水対策、救助その他防災に関する業務及び施設、設備の整備に関する事。 16 水道等公営事業の災害対策に関する事。
新 潟 県	<ol style="list-style-type: none"> 1 新潟県防災会議に関する事。 2 市町村及び指定公共機関、指定地方公共機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整に関する事。 3 災害予警報等情報伝達に関する事。 4 被災状況に関する情報収集に関する事。 5 災害広報に関する事。 6 避難指示等に関する事。 7 市町村の実施する高齢者等避難、避難指示等の発令に係る情報提供・技術的支援に関する事。 8 市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整に関する事。 9 災害救助法に基づく被災者の救助に関する事。

機 関 名		処理すべき事務又は業務の大綱
(新 潟 県)		10 災害時の防疫その他保健衛生の応急措置に関すること。 11 市町村の実施する消防活動及び浸水対策活動に対する指示及び援助に関すること。 12 被災児童・生徒等に対する応急の教育に関すること。 13 被災要配慮者に対する相談及び援護に関すること。 14 公共土木施設、農地及び農業用施設等に対する応急措置に関すること。 15 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関すること。 16 緊急通行車両の確認に関すること。 17 消防、浸水対策、救助その他防災に関する業務及び施設、設備の整備に関すること。 18 自衛隊の災害派遣要請に関すること。 19 他の都道府県に対する応援要請に関すること。
新潟県警察本部(新発田警察署、新潟北警察署) (以下「県警察」という。)		1 避難誘導、被災者の救出、その他人命保護に関すること。 2 交通規制、緊急通行車両の確認及び緊急交通路の確保に関すること。 3 行方不明者の調査及び死体の検視に関すること。 4 犯罪の予防・取締り、混乱の防止、その他秩序の維持に必要な措置に関すること。
新発田地域広域事務組合消防本部(以下「新発田消防本部」という。)		1 火災予防、災害防止対策及びその指導に関すること。 2 災害時における消火、応急救助及び救護活動に関すること。 3 災害時における傷病者等の緊急輸送に関すること。
指定 地方 行政 機関	北陸農政局(新潟県拠点)	1 国営農業用施設の整備及びその防災管理、災害復旧に関すること。 2 農地及び農業用施設災害復旧事業の緊急査定に関すること。 3 災害時における応急食料の緊急引渡しに関すること。
	関東森林管理局(下越森林管理署)	1 国有林野の保安林、保安施設(治山施設)等の維持及び造成に関すること。 2 民有林直轄治山事業の実施に関すること。 3 災害復旧用材(国有林材)の供給に関すること。
	第九管区海上保安本部(新潟海上保安部)	1 災害予防に係る防災訓練、海難防災講習会等啓蒙活動及び調査研究に関すること。

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
(第九管区海上保安本部(新潟海上保安部))	<ol style="list-style-type: none"> 2 災害応急対策に係る警報等の伝達、情報の収集、海難救助等に関すること。 3 災害応急対策に係る人員及び物資の緊急輸送並びに物資の無償貸与又は譲与に関すること。 4 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援に関すること。 5 海上における流出油の防除、交通安全の確保、警戒区域の設定、治安の維持及び危険物の保安措置に関すること。 6 災害復旧・復興対策に係る海洋環境の汚染防止及び海上交通安全の確保に関すること。
新潟地方気象台	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。 2 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。)及び水象の予報及び警報等の防災気象情報発表、伝達及び解説に関すること。 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。
信越総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における通信・放送の確保に関すること。 2 災害時における非常通信に関すること。 3 非常災害時における臨時災害放送局等の臨機の措置に関すること。 4 災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用機器の貸出に関すること。
北陸地方整備局	<ol style="list-style-type: none"> 1 台風及び波浪から港湾並びに地域住民を保護するための海岸保全施設等の整備推進に関すること。 2 港湾、航路及び港湾内運河に関する国の直轄土木工事及びその災害復旧に関すること。 3 一級河川水系における指定区間外の管理及び改修、維持修繕、災害復旧等の工事の実施に関すること。 4 一級河川水系におけるダム設置者に対する管理及び防災上の指示監督に関すること。 5 洪水予報指定河川(阿賀野川)の洪水予報業務に関すること。

指定地方行政機関

機 関 名		処理すべき事務又は業務の大綱
指定 地方 行政 機関	(北陸地方整備局)	<p>6 国土交通大臣の指定した水防警報河川の水防警報に関すること。</p> <p>7 国土交通大臣の指定した直轄工事施工区域内において砂防の実施及び災害復旧に関すること。</p> <p>8 直轄海岸保全区域において海岸保全施設に関する直轄工事の実施及び災害復旧に関すること。</p> <p>9 一般国道指定区間の改築、管理、維持修繕、除雪及び災害復旧工事に関すること。</p> <p>10 国が行う海洋汚染の防除に関すること。</p> <p>11 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施に関すること。</p>
陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊		<p>1 防災関係資料の事前収集と災害派遣準備体制の確立に関すること。</p> <p>2 災害発生時の県の情報収集活動への協力に関すること。</p> <p>3 災害出動要請又は出動命令に基づく人命救助を最優先とした応急救援活動の実施に関すること。</p>
指定 公共 機関	東日本電信電話株式会社(新潟支店)、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社	<p>1 電気通信設備の整備及び防災管理に関すること。</p> <p>2 災害時における緊急通話の確保及び気象警報等の伝達に関すること。</p>
	日本赤十字社(新潟県支部)	<p>1 災害時における医療救護に関すること。</p> <p>2 災害時における救援物資の備蓄及び配分に関すること。</p> <p>3 災害時の輸血用血液の供給に関すること。</p> <p>4 災害救援(義援)金の募集、受付及び配分に関すること。</p> <p>5 労働奉仕班の編成及び派遣のあっせん並びに連絡調整に関すること。</p>
	日本放送協会	<p>1 津波予警報、気象警報等の放送に関すること。</p> <p>2 災害時における広報活動に関すること。</p>
	東日本高速道路株式会社(新潟支社)	<p>1 高速自動車国道の防災管理に関すること。</p> <p>2 災害時の高速自動車国道における交通路の確保に関すること。</p> <p>3 高速自動車国道の早期災害復旧に関すること。</p>

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
東北電力株式会社 (新発田電力センター)	1 電力施設等の防災管理及び災害復旧に関する事 2 災害時における電力供給の確保に関する事
日本郵便株式会社 (聖籠郵便局、 亀代郵便局)	1 災害時における郵政業務の確保、郵政業務に係る災害特別事務取 扱い及び援護対策に関する事 2 町との協力、生活関連情報の提供に関する事
新発田ガス株式 会社	1 都市ガス施設等の防災管理に関する事 2 災害時における都市ガスの安定的供給に関する事
一般社団法人新 潟県LPガス協 会(新発田支部)	1 LPガス施設等の防災管理に関する事 2 災害時におけるLPガスの安定的供給に関する事
新潟運輸株式 会社、中越運送株 式会社、新潟交通 観光バス株式会 社	災害時における陸路による緊急輸送の確保に関する事。
株式会社新潟放 送、株式会社新潟 総合テレビ、株 式会社テレビ新 潟放送網株式会 社新潟テレビ21、株 式会社エフエム ラジオ新潟、株 式会社エフエム 新発田	1 津波警報、気象警報等の放送に関する事 2 災害時における広報活動に関する事
株式会社新潟日 報社	災害時における広報活動に関する事。
新潟県医師会、社 団法人新発田北 蒲原郡医師会	災害時における医療救護に関する事。

指定地方公共機関

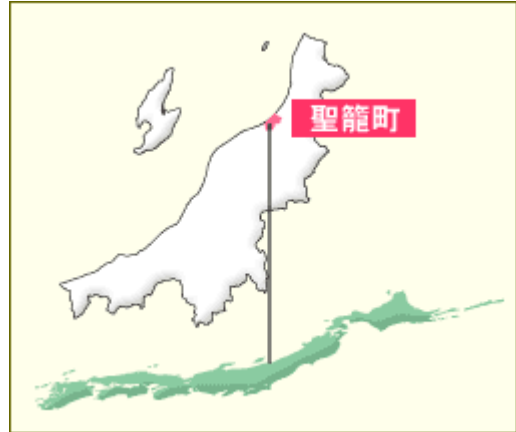
機 関 名		処理すべき事務又は業務の大綱
その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	J A北越後（聖籠支店）	災害時における緊急物資の調達及び陸路による緊急輸送の確保に関すること。
	聖籠町漁業協同組合	1 共同利用施設の災害応急対策及び復旧に関すること。 2 被災組合員に対する融資又はそのあっせんに関すること。 3 災害時における緊急物資の調達及び陸路による緊急輸送の確保に関すること。
	病院、診療所	1 災害時における収容患者に対する医療の確保に関すること。 2 災害時における負傷者等の医療救護に関すること。
	危険物関係施設の管理者	災害時における危険物の保安措置に関すること。
	聖籠町商工会	1 災害時における物価安定についての協力に関すること。 2 救助用物資、復旧資材の確保についての協力、あっせんに関すること。
	聖籠町社会福祉協議会	1 災害時のボランティア活動に関する調整に関すること。 2 ボランティアの登録・受付等及びその受入体制の確保に関すること。

第4節 聖籠町の概況

第1 聖籠町の自然条件

1 位置

本町は、新潟県の北部、飯豊連峰に源を発する加治川下流の海岸地帯に位置し、東南は新発田市、西は新潟東港中央水路を境界に県都新潟市と接している。町の総面積は37.58㎢であり、ほぼ平坦な地形で、新潟東港工業地帯が行政区の4分の1を占めている。



2 地形及び地質

新潟県北部は、古期岩類と呼ばれている主に中生代の頁岩・砂岩の互層と同時代白亜紀に貫入した花崗岩を基盤として、上位を新第三紀・第四紀の堆積岩が広く覆っている。当町を含む阿賀北地方について見ると、東部の隆起帯のうち、二王子岳や飯豊・朝日連峰は古期岩類で構成されており、前衛の櫛形山脈・五頭山塊は中心部が古期岩類のうちの花崗岩が占め、西麓を新第三紀の堆積岩が西傾斜の単斜構造で覆っている。また、鳥坂山や朴坂山は新第三紀に貫入した流紋岩が差別浸食で形成されたものである。

越後平野は、上述の東方の山地や弥彦・角田山地の二つの隆起帯の間に形成された低地帯で、古期岩類の上に最大厚7kmの新第三紀層・第四紀層が覆っている。

隆起帯とその間の低地帯である平野の延びる方向は、北北東―南南西で地形的にも地質的にも信越地方や庄内地方及びその沖合と連続性が認められる。

3 河川及び植林

本町の主要河川としては、一級河川として阿賀野川水系の新発田川、太田川、中田川、二級河川として加治川水系の加治川があり、これらを基幹に用排水路網が形成されている。

本町の植生は、海岸線にハマナス、ハマヒルガオが群生し、クロマツ林が海岸部から内陸部にかけて点在し、特に海岸部では防風、防砂の役割を果たす保安林が帯状に形成されている。

また、山王森には、ブナ科のアベマキが群生しており、県内でこれほど広い面積に群生しているところはなく、県の緑地環境保全地域に指定されている。

4 気候

本町は、日本海沿岸部特有の気候を示し、夏期は高温多湿で、冬期は日本海からの冷たい風が強く、曇天の日が多いが、積雪は新潟県内にあつては少雪地域に含まれる。

第2 聖籠町の社会的条件

1 人口

急速に進む人口減少は深刻化し、2040年頃に高齢者人口がピークを迎えるとされている。

本町の人口は経年的に微増している状況にあるが、生産年齢人口（15～64歳）は減少傾向にあり、また、老年人口（65歳以上）は増加傾向にあることから、少子高齢化が進行している状況にあると言える。

また、近年の人口増加の要因は外国人の転入の増加によるもので、それを除く人口は減少している状況である。

一方で、世帯数を見ると、1世帯当たりの構成人員は減少傾向にあり、令和2年には2.97人となっており、核家族化が進行している。

こういった傾向は、今後も続くことが予想され、防災面からも要配慮者対策などの推進が必要といえる。

〈図表 4-2-1 聖籠町の人口・世帯数の推移〉

年	人口(人)	増加		世帯数 (世帯)	1世帯当 り構成人員 (人)	老年人口		
		数(人)	率(%)			人口(人)	割合(%)	県割合 (%)
昭和60年	12,282	—	—	2,821	4.35	1,493	12.2	12.8
平成2年	12,290	8	0.006	2,858	4.30	1,734	14.1	15.3
7年	12,840	550	4.47	3,205	4.00	2,131	16.6	18.3
12年	13,318	478	3.72	3,439	3.87	2,466	18.5	21.3
17年	13,497	179	1.34	3,675	3.67	2,667	19.8	23.9
22年	13,724	227	1.68	3,950	3.47	2,973	21.7	26.1
27年	14,040	316	2.30	4,262	3.29	3,407	24.3	29.9
令和2年	14,259	219	1.56	4,804	2.97	3,725	26.1	32.8

資料：「国勢調査」

2 土地利用

本町では、全域（3,758ha）を都市計画区域^{※8}に指定しており、その内の約26%を市街化区域^{※9}として指定している。

※8 都市計画区域

市街地から農地や山林のある田園地域に至るまで、人や物の動き、都市の発展を見通し、地形などからみて、一体の都市として捉える必要がある区域。

※9 市街化区域

すでに市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

市街化区域は、一部、住居系・商業系の用途として利用されているが、その大部分を新潟東港工業地帯における工業系の用途が占める。

市街化調整区域^{※10}（約74%）については、既存集落を囲むように農地があり、農地のほとんどを農業振興地域における農用地として指定している。また、海岸部は、保安林をはじめとする樹林地となっており、地区保全森林に指定されている。

地目別土地利用の推移をみると、宅地が増加傾向を示す一方で、農地及び雑種地は減少傾向にあることから、宅地化の進展がみてとれる。

3 産業

農業は、水稻を基幹に果樹、野菜などとの複合経営が主流となっている。

農業従事者数は、減少傾向が続いており、高齢化も著しい状況であるなど、耕作地は飽和状態となっている。今後も農業従事者数は減少していくことが予測されており、担い手の育成・新たな担い手の確保、後継者不足等が課題となっている。

工業は、新潟東港工業地帯を核として大きな発展を遂げている。新潟東港工業地帯は、石油・ガス・電力などのエネルギー関連の事業所や電子機器・鉄工・食品・化学・運輸など多様な業種の事業所が集積し、1万人規模の雇用の受け皿となっている。また、平成14年の日本海東北自動車道の開通によって高速交通体系が整備され、工業団地としての機能はより高まっている。

4 道路

本町は、国道及び県道が幹線道路として機能しており、これを基幹として町道及び農道が網状にネットワークを形成して道路網を構成している。

幹線道路としては、国道7号（新新バイパス）、国道113号の一般国道、新潟新発田村上線の主要地方道があり、一般県道としては、新潟東港線、島見新発田線、網代浜新発田線、次第浜新発田線の4路線がある。

平成14年には日本海東北自動車道が開通し、町内には聖籠新発田インターチェンジが設置されている。

また、集落内における道路の拡幅等を推進しているが、依然として狭い道路があり、防災空間等の確保が課題となっている。

※10 市街化調整区域
市街地を抑制すべき区域。

第5節 聖籠町の既往の主な災害

第1 聖籠町の既往地震

本町に影響を及ぼした最近の主な既往地震について、その規模及び被害状況等は、次表のとおりである。

〈図表 5-1-1 聖籠町の既往地震〉

発生年月日	マグニチュード	震源	被害概要
1964年6月16日 (新潟地震)	7.5	新潟県沖	被害は、新潟県・山形県を中心として9県に及んだ。特に住家全壊は新潟市、村上市、山形県の酒田、鶴岡等に多く、本町でも道路、橋りょう等に被害が生じた。
1983年5月26日 (日本海中部地震)	7.7	秋田県能代沖	秋田県能代の西方沖で発生した地震及び津波により秋田県を中心に全国で死者104名、負傷者324名の被害となった。新潟県では、佐渡と県北部を中心に船舶の被害が発生した。
1995年4月1日 (新潟県北部地震)	5.6	新潟県北部	県北部を中心に震度4を観測した。本町は震度4であったが、震源に近い旧笹神村の一部では震度6に近い揺れがあった。
2004年10月23日 (新潟県中越地震)	6.8	新潟県中越地方	震源の深さ約13kmで、新潟県を中心に福島県、群馬県、埼玉県、長野県など広い範囲で地震が発生。新潟県川口町での震度7をはじめ、小千谷市、旧山古志村、旧小国町で震度6強を記録した。本町では震度4を観測した。
2007年7月16日 (新潟県中越沖地震)	6.8	新潟県上中越沖	震源の深さ約17kmで、柏崎市や刈羽村、長岡市小国町等で震度6強を観測した。本町では震度4を観測した。

第2 風水害等

本町における既往の主な風水害等の履歴は、次表のとおりである。

〈図表 5-2-1 聖籠町の既往風水害〉

種類	名称	年次	被害の概要
台風	第2室戸台風	S36. 9. 16	聖籠中学校校舎の倒壊等
水害	7. 25 水害 (新発田川決壊)	S33. 7. 25	
	7. 17 水害 (加治川破堤)	S41. 7. 17	住家被害：全壊3戸、半壊4戸 床上浸水 1,215、床下浸水 143 農業被害：田浸水冠水 1,040ha、畑浸水冠水 170ha
	8. 28 水害 (加治川破堤)	S42. 8. 28	住家被害：床上浸水 328 戸、床下浸水 103 戸 農業被害：田浸水冠水 1,250ha 畑浸水冠水 395ha
	6. 26 水害	S53. 6. 26	住家被害：床上浸水 27 世帯、床下浸水 82 世帯 農業被害：田冠水 800ha、畑冠水 107ha
	6. 22 水害	S56. 6. 22	住家被害：床上浸水 2 世帯、床下浸水 14 世帯 農業被害：田冠水 1,040ha、畑冠水 85ha
油流出事故	タンカー「ナホトカ号」重油流出事故	H9. 1. 2	島根県隠岐島の北北東約 106 キロで発生したロシア船籍タンカー「ナホトカ号」による油流出が能登半島を越え、1月20日小木町、その後、聖籠町を含む県内 26 市町村で漂着が確認された。
沈没事故	貨物船「ターニャカルビンスカヤ号」沈没事故	H24. 2. 7	新潟東港東埠頭沖、約 300 メートルの地点で、ロシア船籍の貨物船「ターニャカルビンスカヤ号 (2,163 t)」と、シンガポール船籍のコンテナ船「コタデュタ号 (6,245 t)」が衝突、貨物船が横転し沈没した。

第6節 被害想定

第1 地震被害想定

県では、これまで地震対策の基礎資料として、平成9年度に地震被害想定を実施した。

その後、平成16年10月に発生した新潟県中越地震、平成19年7月に発生した新潟県中越沖地震といった、県内に大きな被害を生じさせた地震を経験するとともに、平成23年3月に発生した東日本大震災をはじめ、最近では平成28年熊本地震や平成30年9月の北海道胆振東部地震など県外でも大きな被害を生じさせた地震が発生している。また、前回調査から20年以上が経過していることから、想定技術の進歩、社会情勢の変化や平成29年度県公表の津波浸水想定調査結果など、新たな知見の蓄積が進んでいる。

このため、県では、令和元年6月14日から令和4年3月22日にかけて、平成9年度以来2回目となる「新潟県地震被害想定調査（以下「県地震調査」という。）」を実施した。

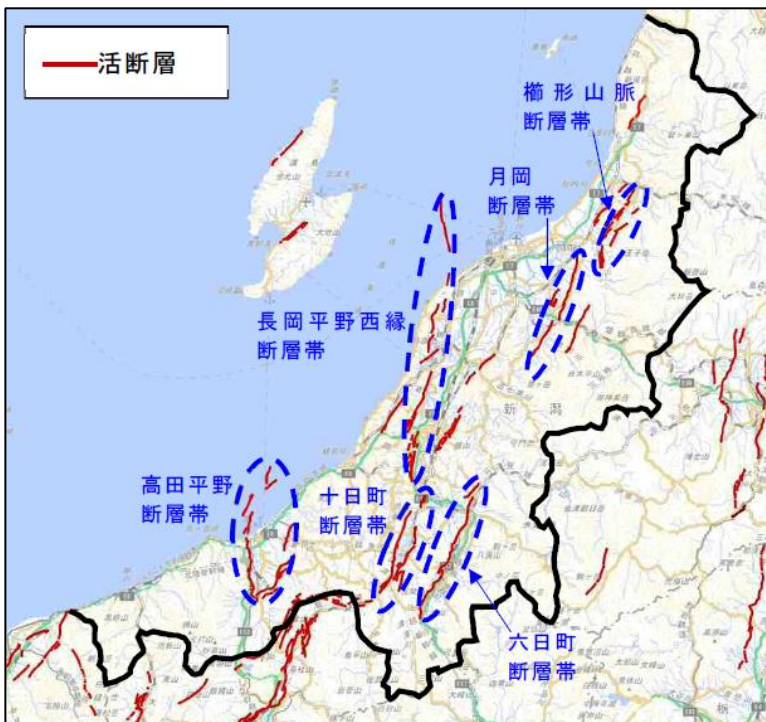
町は、この調査結果を参考に、被害想定及び震災対策を推進していく。

1 新潟県周辺の地震活動

国では、主要な活断層で発生する地震や海溝型地震を対象に、地震の規模や一定期間内に地震が発生する確率を予測（地震発生可能性の長期評価）している。

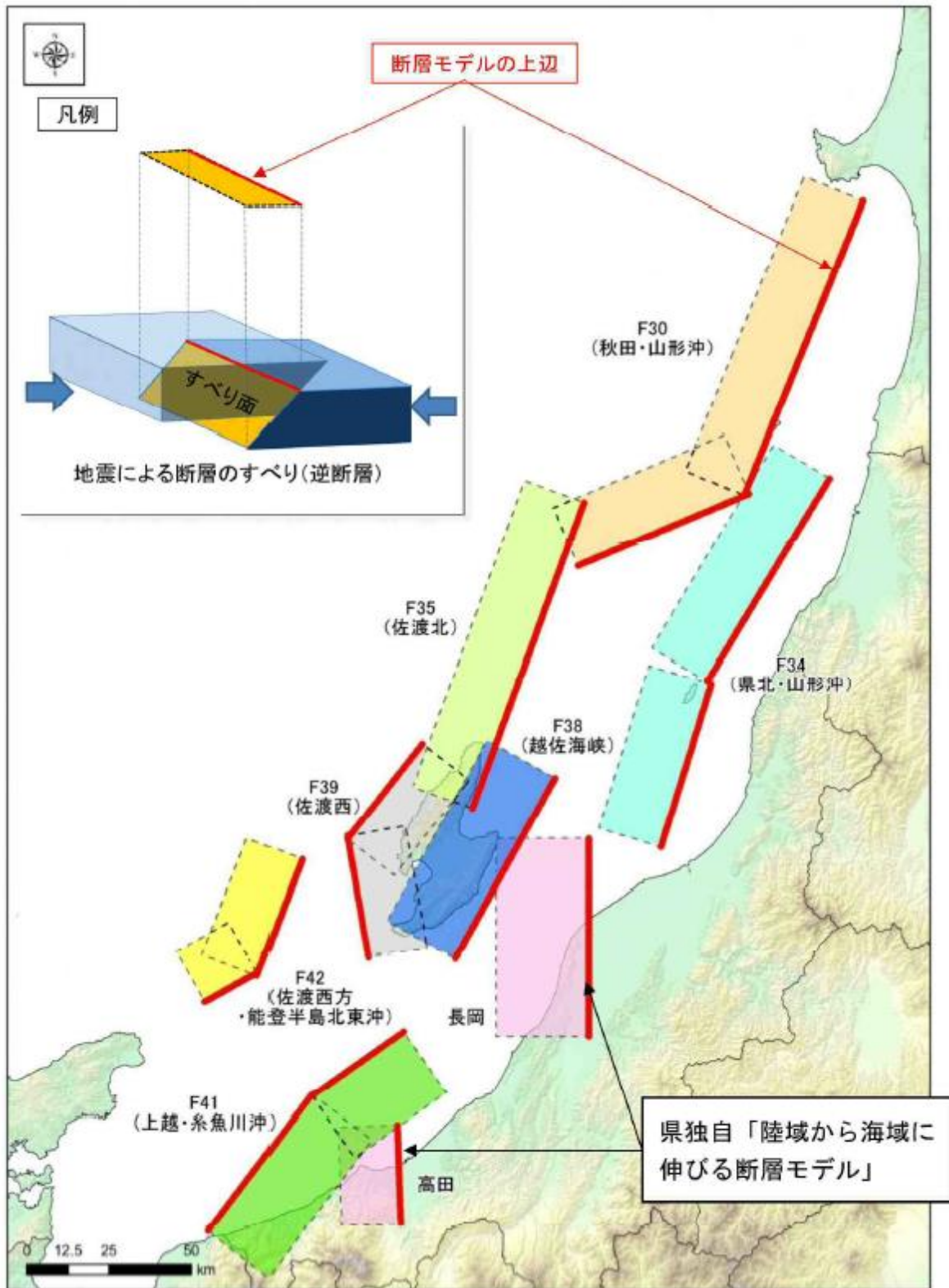
これら主要な活断層のうち、新潟県内には楡形山脈断層帯、月岡断層帯、長岡平野西縁断層帯、十日町断層帯、六日町断層帯、高田平野断層帯が存在する。

〈図表 6-1-1 新潟県内の活断層帯位置図〉



また、平成 29 年度新潟県津波浸水想定調査では、海域における最大クラスの津波をもたらす可能性がある地震を対象として津波浸水シミュレーションを実施し、予想される浸水の区域等を想定している。

〈図表 6-1-2 平成 29 年度県津波調査の対象地震（津波断層モデル）位置図〉



2 想定地震

県地震調査では、発生確率や影響度等から、次表に示す内陸6地震・海域3地震を想定地震としている。

〈図表 6-1-3 県地震調査の想定地震〉

	想定地震名	区分	傾斜度	長さ (km)	幅 (km)	上端 深さ (km)	地震 規模 (Mw)	発生確率
1	楡形山脈断層帯	内陸	45.0	18.0	18.0	3.0	6.40	ほぼ0.3%-5%
2	月岡断層帯	内陸	55.0	32.0	18.0	3.0	6.80	ほぼ0%-1%
3	長岡平野西縁断層帯	内陸	45.0	22.0	24.0	6.0	7.50	2%以下
			55.0	28.0	24.0	6.0	7.50	
			55.0	20.0	24.0	6.0	7.50	
			55.0	16.0	24.0	6.0	7.50	
4	十日町断層帯西部	内陸	45.0	24.0	18.0	5.0	6.80	3%以上
			45.0	10.0	18.0	5.0	6.80	
5	高田平野西縁断層帯	内陸	45.0	14.0	18.0	5.0	6.80	ほぼ0%
			45.0	18.0	18.0	5.0	6.80	
6	六日町断層帯南部	内陸	50.0	24.0	18.0	5.0	6.80	ほぼ0-0.01%
			50.0	8.0	18.0	5.0	6.80	
7	F34 (県北・山形沖)	海域	45.0	71.9	19.7	6.0	7.71	-
			45.0	52.0	19.7	6.0	7.71	
8	F38 (越佐海峡)	海域	45.0	62.6	23.6	4.0	7.46	-
9	F41 (上越・糸魚川沖)	海域	45.0	51.5	22.7	6.0	7.60	-
			45.0	34.1	22.7	6.0	7.60	

3 地震被害想定

県では、県地震調査と合わせて、地震動、液状化などの自然現象のデータに基づき、想定地震毎に被害想定を行うための「新潟県地震被害簡易シミュレーションシステム（以下「本システム」）」という。」を作成した。

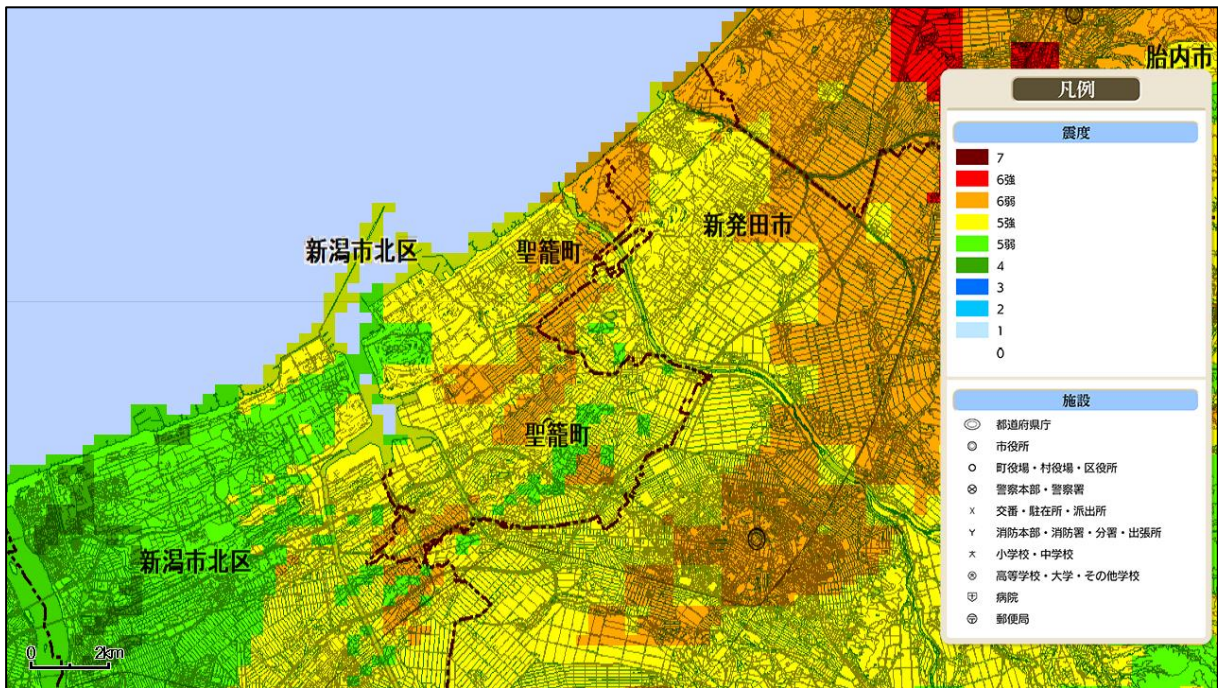
町では、本システムを用いて、被害想定を行った。

想定地震のうち、本町に大きな被害が及ぶと予想されるのは、「楡形山脈断層帯」「月岡断層帯」「長岡平野西縁断層帯」「F34 (県北・山形沖)」の4地震である。

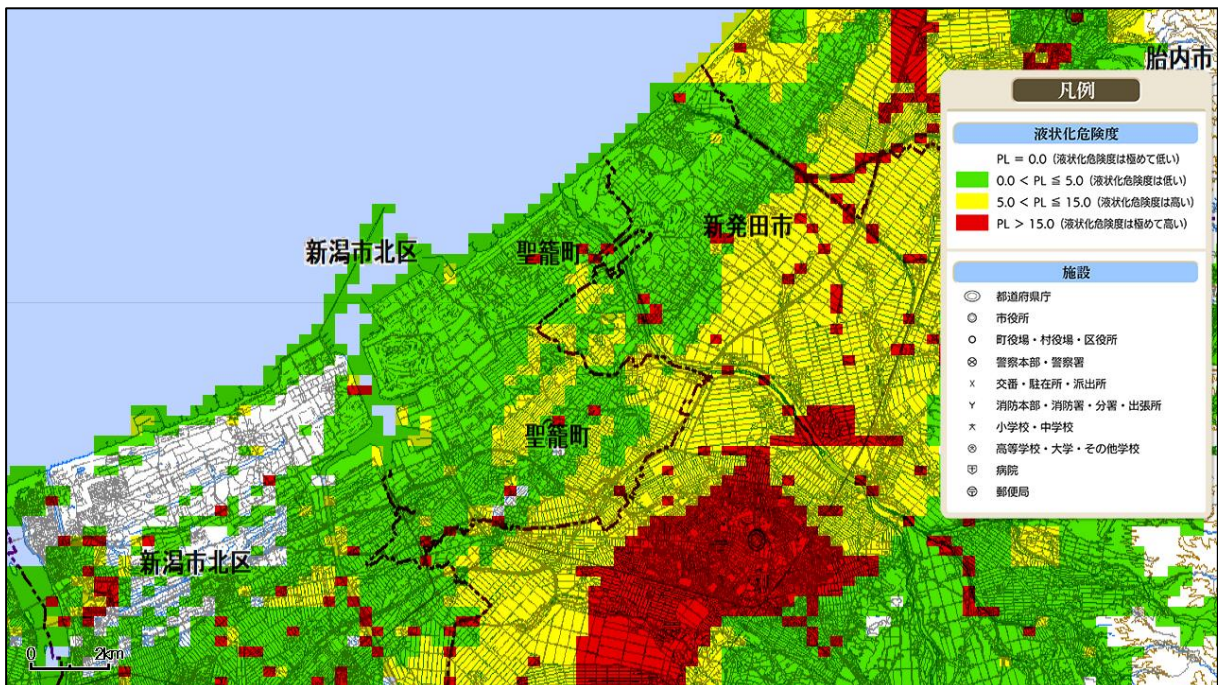
本町に大きな被害が及ぶと予想される想定地震（4地震）の地震動予測、液状化危険度及び地震被害想定結果を次に示す。

〈図表 6-1-4 地震動及び液状化危険度（楡形山脈断層帯）〉

【地震動】

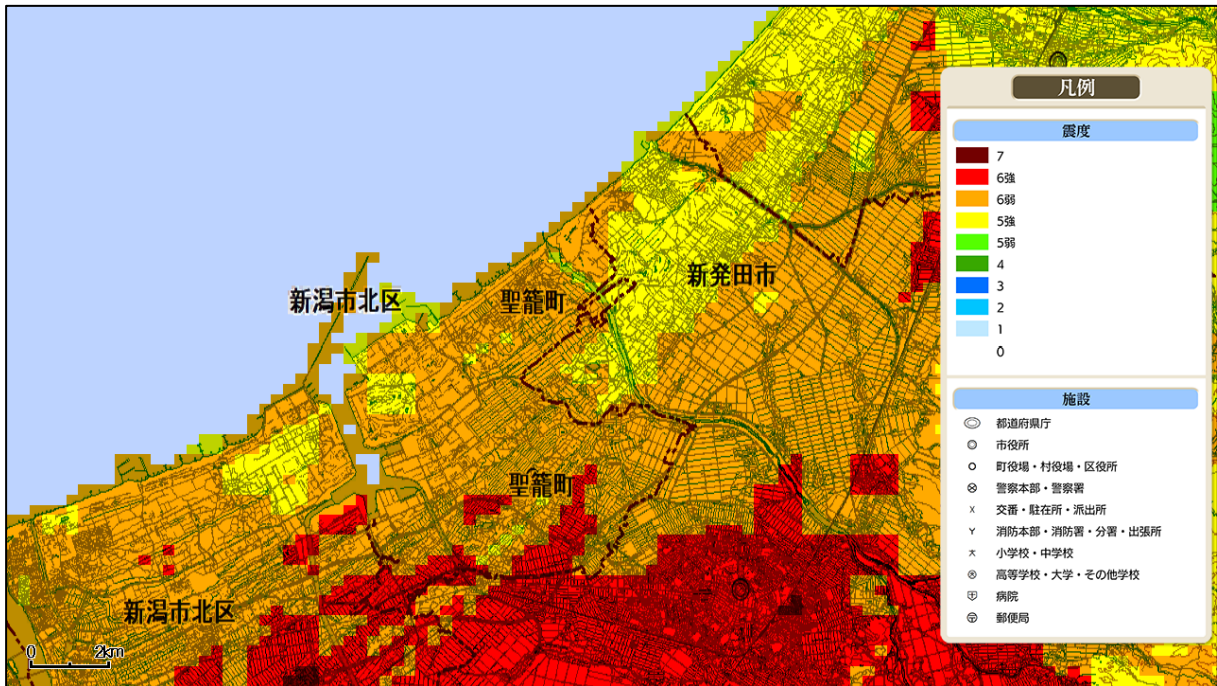


【液状化危険度】

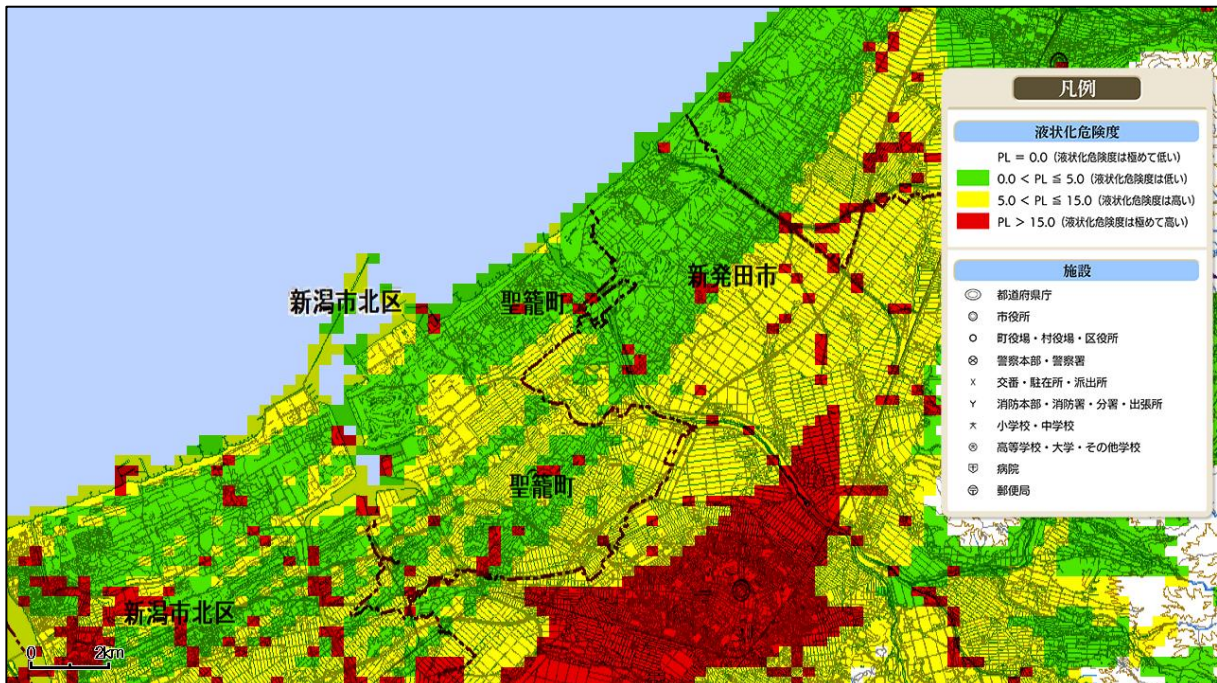


〈図表 6-1-5 地震動及び液状化危険度（月岡断層帯）〉

【地震動】

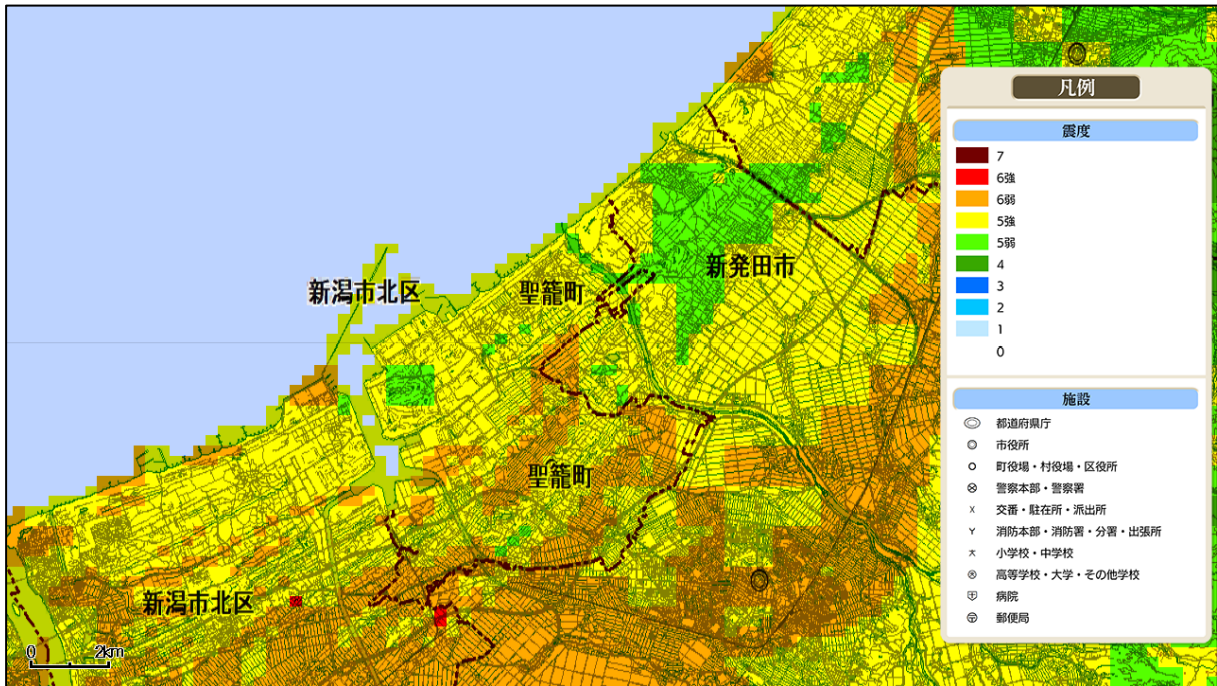


【液状化危険度】

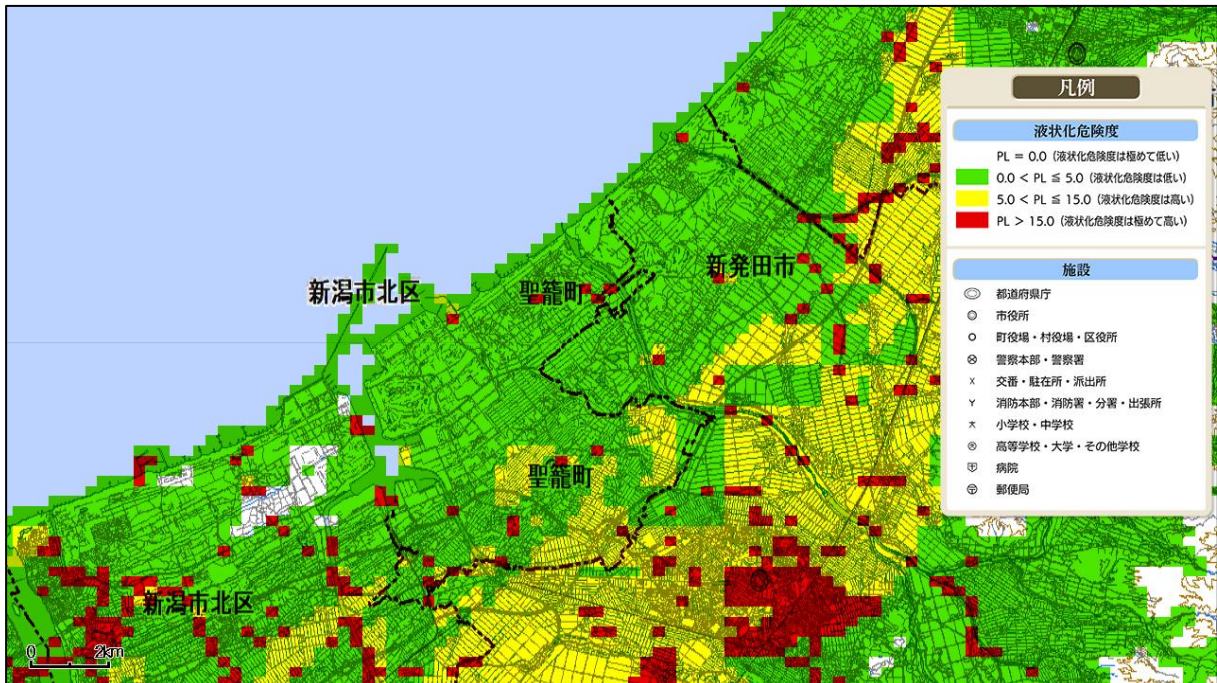


〈図表 6-1-6 地震動及び液状化危険度（長岡平野西縁断層帯）〉

【地震動】

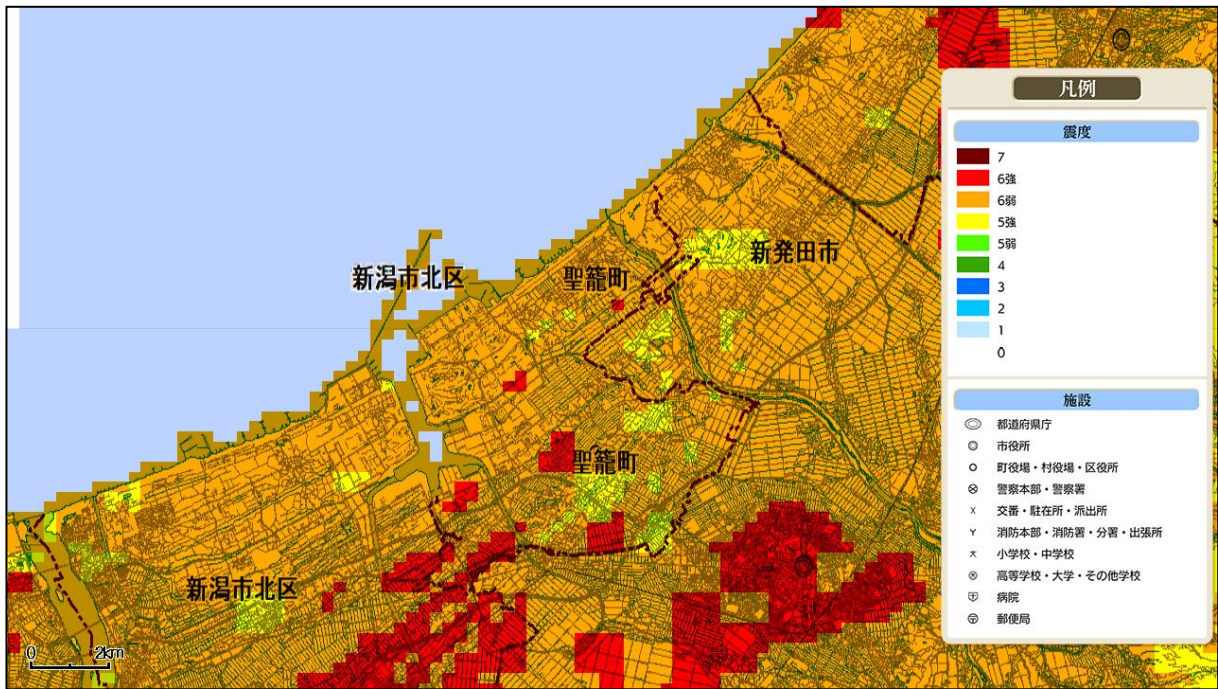


【液状化危険度】

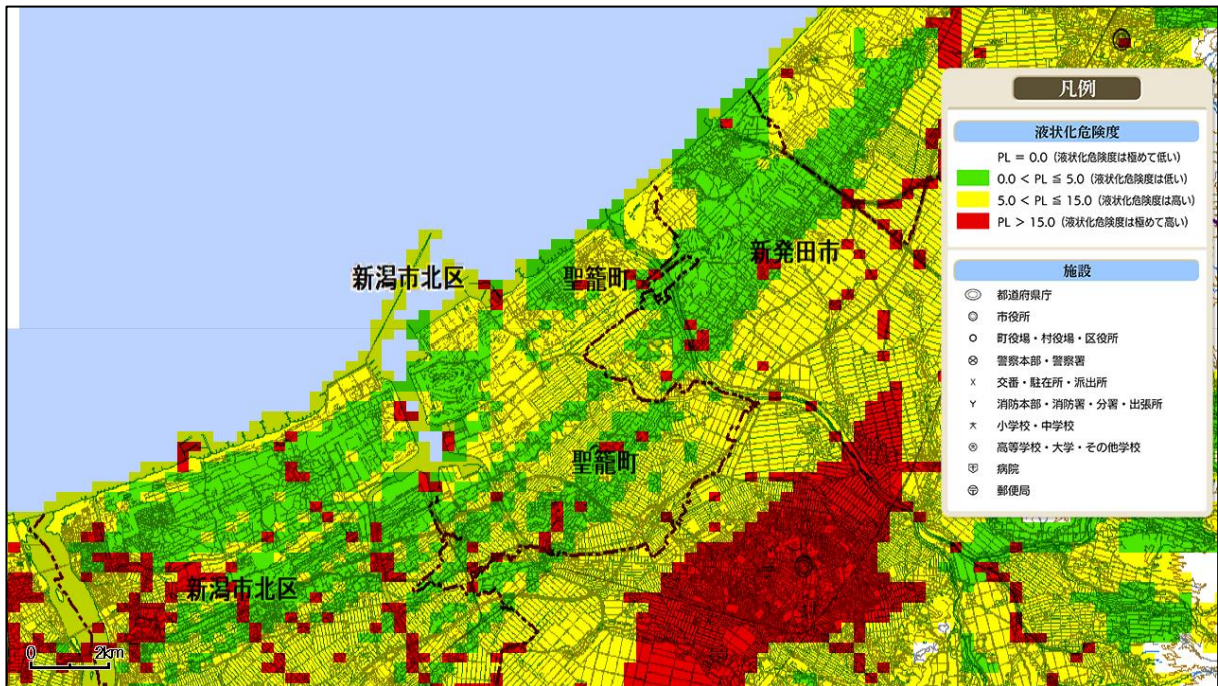


〈図表 6-1-7 地震動及び液状化危険度 (F34 (県北・山形沖))〉

【地震動】



【液状化危険度】



〈図表 6-1-8 地震被害想定結果（4地震）〉

項 目		櫛形山脈 断層帯	月岡 断層帯	長岡平野西 縁断層帯	F34（県北 ・山形沖）	
建物被害	揺れ	全壊(棟)	7	240	13	243
		半壊(棟)	154	1,099	220	1,189
	液状化	全壊(棟)	5	7	6	8
		半壊(棟)	218	287	228	331
	地震火災	焼失(棟)	0	13	0	10
	津波	全壊(棟)	0	0	0	0
		半壊(棟)	0	0	0	20
	人的被害	建物倒壊	死者(人)	0	16	0
重傷者(人)			0	26	0	27
軽傷者(人)			31	237	44	251
地震火災		死者(人)	0	0	0	0
		重傷者(人)	0	0	0	0
		軽傷者(人)	0	0	0	0
津波		死者(人)	0	0	0	0
		重傷者(人)	0	0	0	16
		軽傷者(人)	0	0	0	31
ブロック塀 等の倒壊、 屋外落下物		死者(人)	0	0	0	0
		重傷者(人)	0	0	0	0
		軽傷者(人)	0	0	0	0
屋内収容物 移動・転 倒、屋内落 下物		死者(人)	0	0	0	0
		重傷者(人)	0	0	0	0
		軽傷者(人)	0	12	0	11

※ 「時間帯：深夜、風速：平均」で算出

また、本町に大きな被害が及ぶと予想される想定地震（4地震）が発生した場合の避難者数を次に示す。

〈図表 6-1-9 避難者数想定結果（4地震）〉

項 目		櫛形山脈 断層帯	月岡 断層帯	長岡平野西縁 断層帯	F34（県北 ・山形沖）
避難者数	直後(人)	84	603	110	690
	1週間後(人)	84	603	106	632
	1ヵ月後(人)	84	603	106	632

※ 「時間帯：深夜、風速：平均」で算出

第2 津波浸水想定

県では、津波対策を進めるため、平成25年12月に、県独自の最大クラスの津波浸水想定（以下「H25 県独自津波浸水想定」という。）を公表していたところであるが、平成29年11月に国が公表した、新たな知見に基づく津波断層モデルを踏まえ、新たな津波浸水想定（以下「H29 津波浸水想定」）を作成した。

なお、本町においては、H25 県独自津波浸水想定での浸水区域が、より広域な予測範囲であることから、H29 津波浸水想定及び H25 県独自津波浸水想定のと両想定に基づき、津波対策を推進するものとする。

1 H29 津波浸水想定

(1) 津波浸水想定の見緯・位置付けについて

平成23年3月11日に発生した東日本大震災などを踏まえ、平成23年12月に「津波防災地域づくりに関する法律（以下「法」という。）」が制定・施行された。

これにより、国では津波を発生させる地震の断層モデルを公表し、都道府県では津波対策の基礎となる津波浸水想定を設定することとなった。

平成25年1月、国土交通省・内閣府・文部科学省において、日本海側最大クラスの津波断層モデルを検討するため、学識者による「日本海における大規模地震に関する調査検討会」を設置し、平成26年8月には、新たな知見による津波断層モデル（60断層）を公表した。

県では、これより以前に、津波対策を推進するため、学識者や関係行政機関による「新潟県津波対策検討委員会」を立ち上げ、平成25年12月には県独自の最大クラスの津波浸水想定（H25 県独自津波浸水想定）を公表していたところであるが、国が公表した新たな知見に基づく津波断層モデル等を踏まえ、新たな津波浸水想定（H29 津波浸水想定）を公表した。

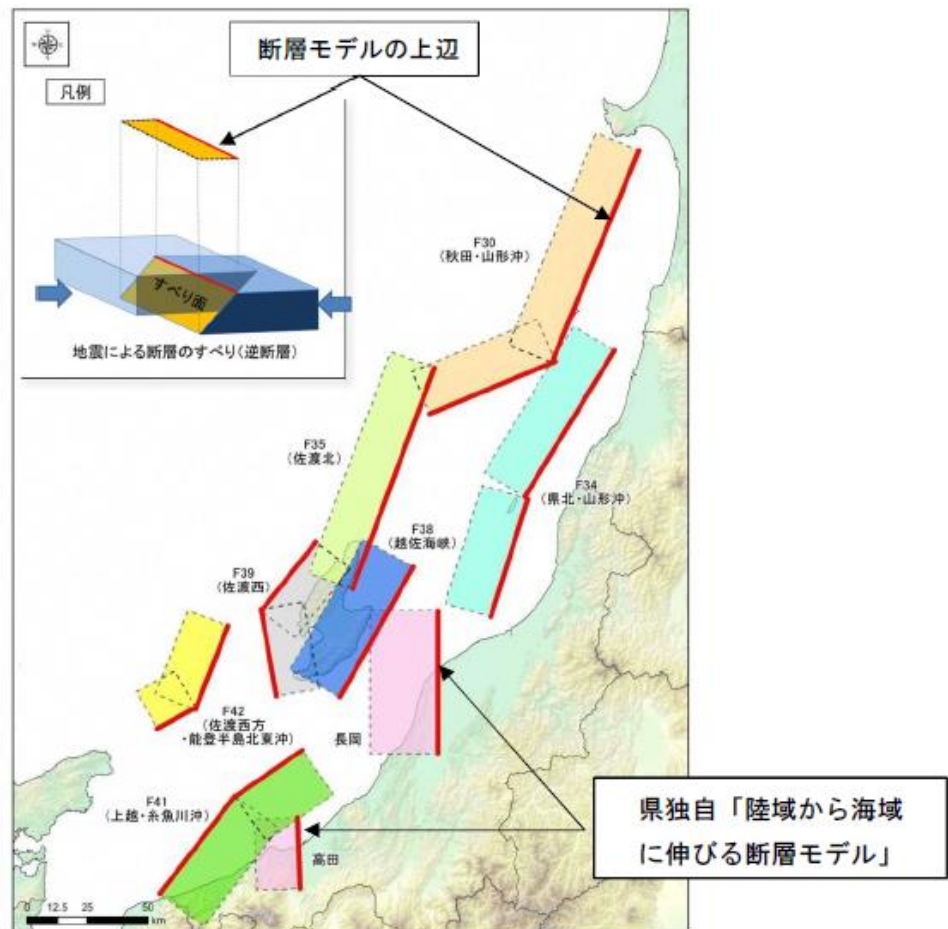
(2) 津波断層モデル

県では、H29 津波浸水想定にあたり、国が公表した津波断層モデル（60断層）のうち、新潟県に影響が大きい7断層モデル及び、H25 県独自津波浸水想定で採用した陸域から海域に伸びる2断層の計9断層を選定した。

このうち、本町に影響を及ぼすと想定される津波断層モデルは、「F30（秋田・山形沖）」「F34（県北・山形沖）」「F35（佐渡北）」「F38（越佐海峡）」「長岡平野西縁断層帯（弥彦-角田断層）」の4断層である。

〈図表 6-2-1 津波断層モデル (H29 津波浸水想定)〉

	津波断層モデル		地震規模 (Mw)	上端深さ (km)	走向 (度)	傾斜角 (度)	滑り角 (度)	長さ (km)	幅 (km)	
1	国	F30 (秋田・山形沖)	F31	7.8	1.3	202	45	98	96.1	19.3
			F32			247	45	120	56.5	19.3
2	国	F34 (県北・山形沖)	7.7	1.1	211	45	106	71.9	19.7	
					197	45	97	52	19.7	
3	国	F35 (佐渡北)	7.6	1.4	200	45	96	99.1	19.2	
4	国	F38 (越佐海峡)	7.5	1.3	209	45	95	62.6	23.6	
5	国	F39 (佐渡西)	7.4	2.3	350	45	67	37.3	18	
					38	45	73	36.9	18	
6	国	F41 (上越・糸魚川沖)	7.6	1.9	37	45	76	51.5	22.7	
					55	45	102	34.1	22.7	
7	国	F42 (佐渡西方・能登半島北東沖)	7.3	2.5	201	45	78	37.7	17.7	
					241	45	112	18.1	17.7	
8	県	長岡平野西縁断層帯 (弥彦-角田断層)	7.63	0	180	45	90	60	28	
9	県	高田平野西縁断層帯	7.1	0	178	45	90	30	18	



(3) 最高津波水位、影響開始時間及び浸水面積

H29 津波浸水想定による最高津波水位、影響開始時間及び浸水面積は、下表のとおりである。

〈図表 6-2-2 最高津波水位、影響開始時間及び浸水面積 (H29 津波浸水想定)〉

	最高津波水位 (沿岸(全海岸線)) (※1)	影響開始時間 (※2)	浸水面積 (浸水深 1 cm 以上)	津波水位 (沿岸代表地点) (※3)
聖籠町	3.2~7.1m	5~10分	174ha	3.8~6.1m

※1 最高津波水位 (沿岸 (全海岸線))

海岸線から沖合約 30m の各地点 (全海岸線) の津波水位の最高値。津波水位は、東京湾平均海面 (T.P.) (陸地の標高 0m の基準) からの海面の高さ

※2 影響開始時間

沿岸 64 の代表地点 (標高 T.P. - 5m 程度の地点) において初期水位から 20cm 上昇又は低下したときの最短時間

※3 津波水位 (沿岸代表地点)

各代表地点 (標高 T.P. - 1m 程度の地点) における津波水位の最高値

2 H25 県独自津波浸水想定

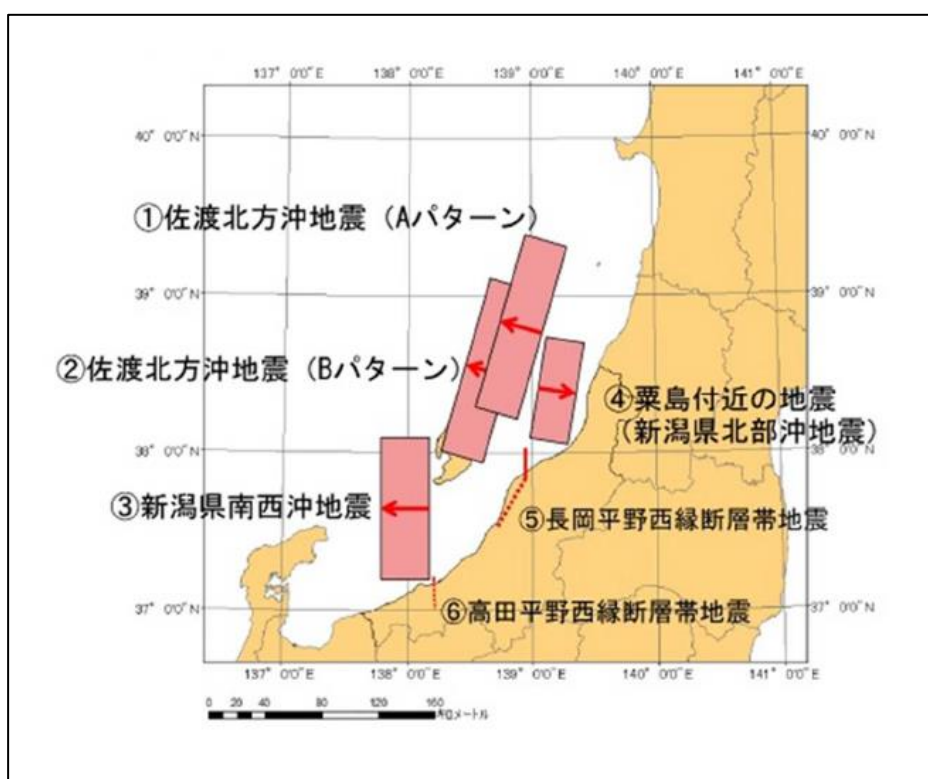
県では、東日本大震災を踏まえ、学識者、国、県、市町村等による津波対策検討委員会を平成 23 年 5 月に設置し、津波を発生させる地震の断層モデル、津波の規模、浸水範囲等について、技術的見地から検討を行い、津波浸水想定の見直しを行った。

(1) 断層モデル (想定地震)

想定地震として、震源域が海域にある地震だけでなく、震源域の一部が海域にかかる地震のほか、複数の領域による連動発生地震についても検討を行い、次の 6 地震を想定地震とした。

〈図表 6-2-3 断層モデル (想定地震)〉

断層モデル	地震規模 (Mw)
① 佐渡北方沖地震 (Aパターン)	7.80
② " (Bパターン)	7.80
③ 新潟県南西沖地震	7.75
④ 新潟県北部沖地震 (粟島付近の地震)	7.56
⑤ 長岡平野西縁断層帯地震 (弥彦-角田断層)	7.63
⑥ 高田平野西縁断層帯地震	7.10

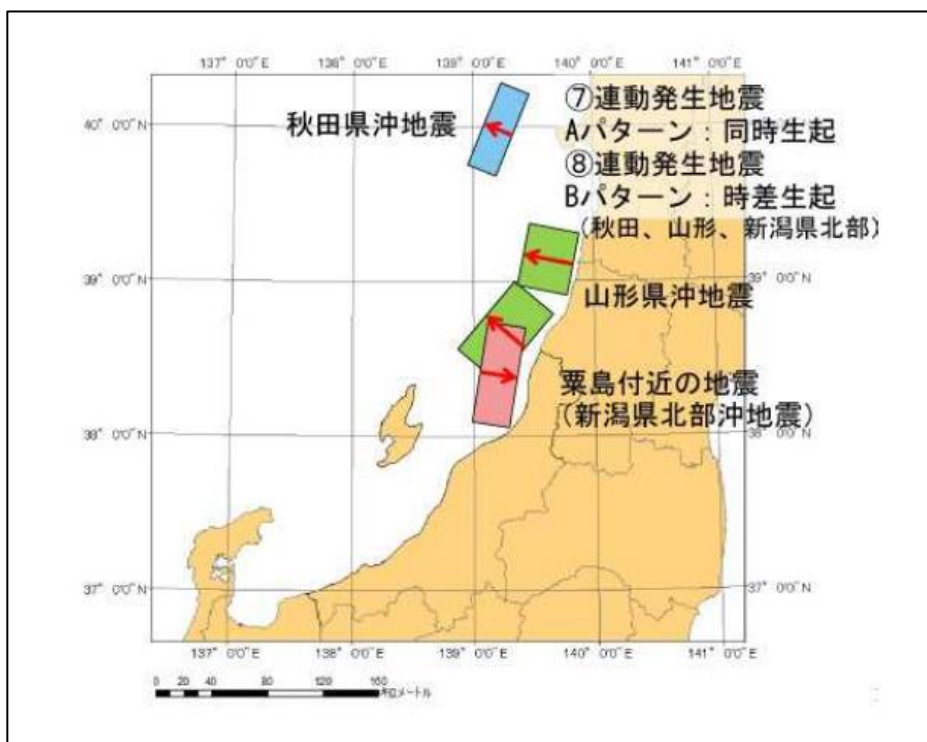


(2) 断層モデル (参考地震)

連動発生地震については、その発生に関して科学的根拠は乏しいものの、津波対策を検討する上で看過できないことから、予測の不確実性を考慮し、連動地震そのものは参考扱いとするが、津波対策を検討する上では、3連動地震も含めて検討を行うものである。

〈図表 6-2-4 断層モデル (参考地震)〉

断層モデル		地震規模 (Mw)	
⑦	連動発生地震 (同時) (秋田、山形、新潟県北部沖)	7.80	
⑧	連動発生地震 (時間差)	秋田県沖	7.80
		山形県沖	7.75
		新潟県北部沖	7.56



(3) 断層モデルの諸元

想定地震及び参考地震の諸元は、それぞれ次のとおりである。

〈図表 6-2-5 断層モデルの諸元〉

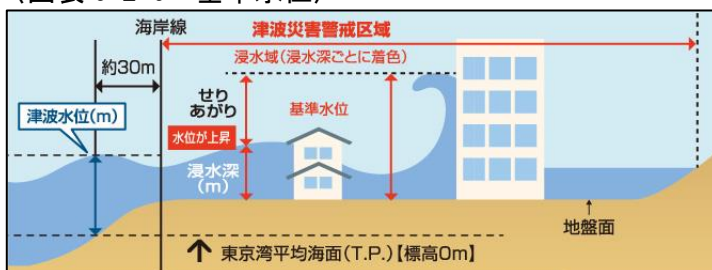
	Mw	緯度	経度	深さ	走向	傾斜角	滑り角	長さ	幅	食い違い量 (すべり量)	備考	
				km	度	度	度	km	km	cm		
① 佐渡北方沖地震 (Aパターン)	7.80	38° 20′	138° 31′	2	16	30	90	140	34	384	断層位置については、調査等により位置が特定されるものではなく、津波による影響を考慮し、影響があると思われる位置に想定するもの	
② 佐渡北方沖地震 (Bパターン)	7.80	37° 58′	138° 15′	2	16	30	90	140	34	384		
③ 新潟県南西沖地震	7.75	37° 11′	137° 45′	2	0	35	90	100	38	400		
④ 粟島付近の地震	7.56	38° 44′	139° 25′	0	189	56	90	80	30	330		
⑤ 長岡平野西縁断層帯 (弥彦一角田断層)	7.63	38° 04′	138° 53′	0	180	45	90	60	28	600		
⑥ 高田平野西縁断層帯	7.10	37° 17′	138° 30′ 30″	0	178	45	90	30	18	300		
⑦ 連動発生地震 (Aパターン)	8.09	秋田県沖の地震、山形県沖の地震、新潟県北部沖の地震が同時発生した場合 (個別の地震の諸元は下記のとおり)										
⑧ 連動発生地震 (Bパターン)	秋田県沖の地震により発生した津波が、山形県沖の地震の波源域に達したときに山形県沖の地震が発生し、その津波が新潟県北部の地震の波源域に達したときに新潟県北部沖の地震が発生した場合(時間差において3地震が発生した場合。個別の地震の諸元は下記のとおり)											
	秋田県沖の地震	7.43	39° 43′	138° 55′	2	22	45	90	70	24	296	秋田県沖の地震、山形県沖の地震、新潟県北部沖の地震の地震モーメントの和として算定
	山形県沖の地震 (南側断層)	8.02	38° 30′	138° 54′	0	40	60	119	70	40	795	
	山形県沖の地震 (北側断層)		38° 59′	139° 25′	0	11	60	90	50	40	795	
新潟県北部沖地震	7.48	38° 33′	139° 23′	0	189	56	90	60	30	330	南側断層と北側断層の地震モーメントの和として算定	

3 津波災害警戒区域

県では、法に基づき、令和2年1月に、H29津波浸水想定区域を「津波災害警戒区域^{※11}」として指定した。

これに合わせて、津波から避難する上での有効な高さを明確化するため、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物への衝突による津波の水位の上昇を考慮した「基準水位(せり上がり)」を公表した。

〈図表 6-2-6 基準水位〉



※11 津波災害警戒区域
最大クラスの津波が発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがある区域。

4 津波ハザードマップ

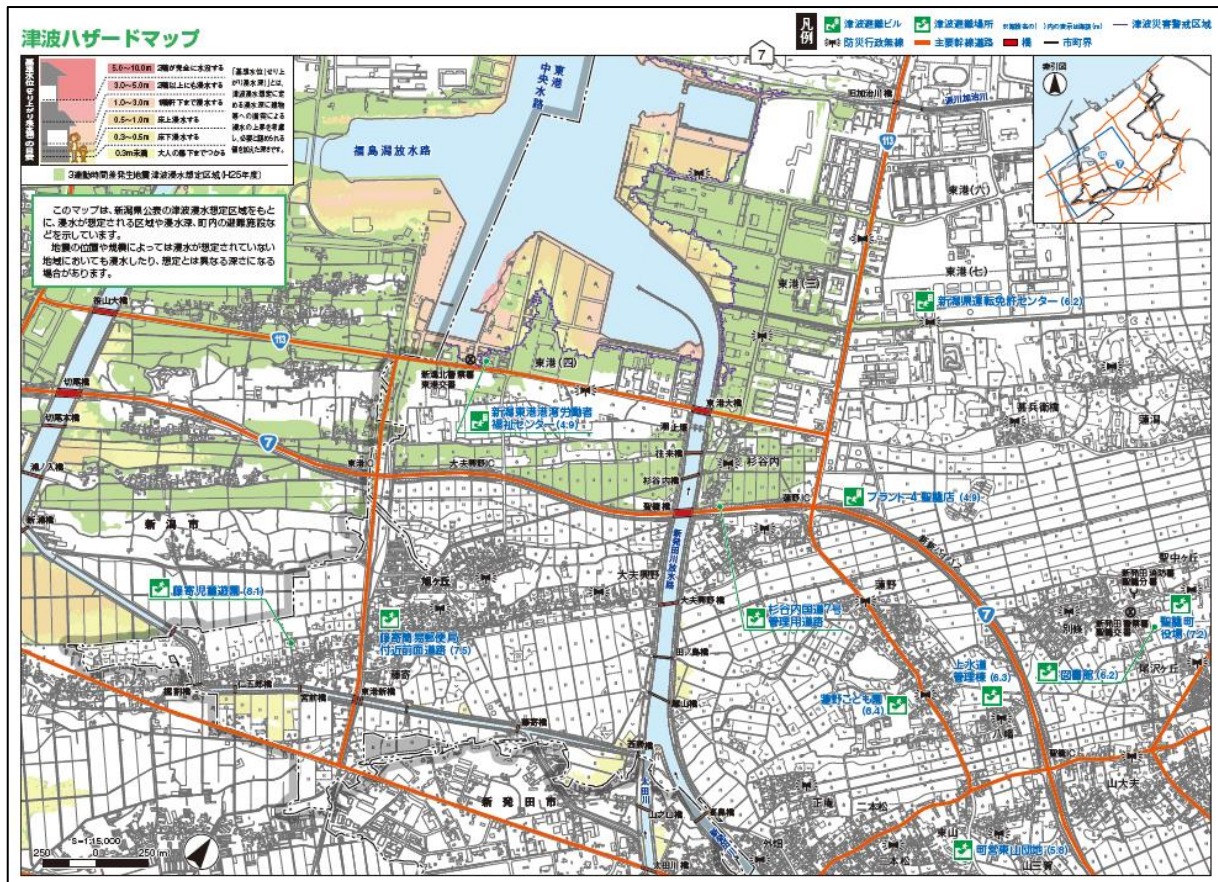
町では、令和2年3月に津波ハザードマップを改定した。

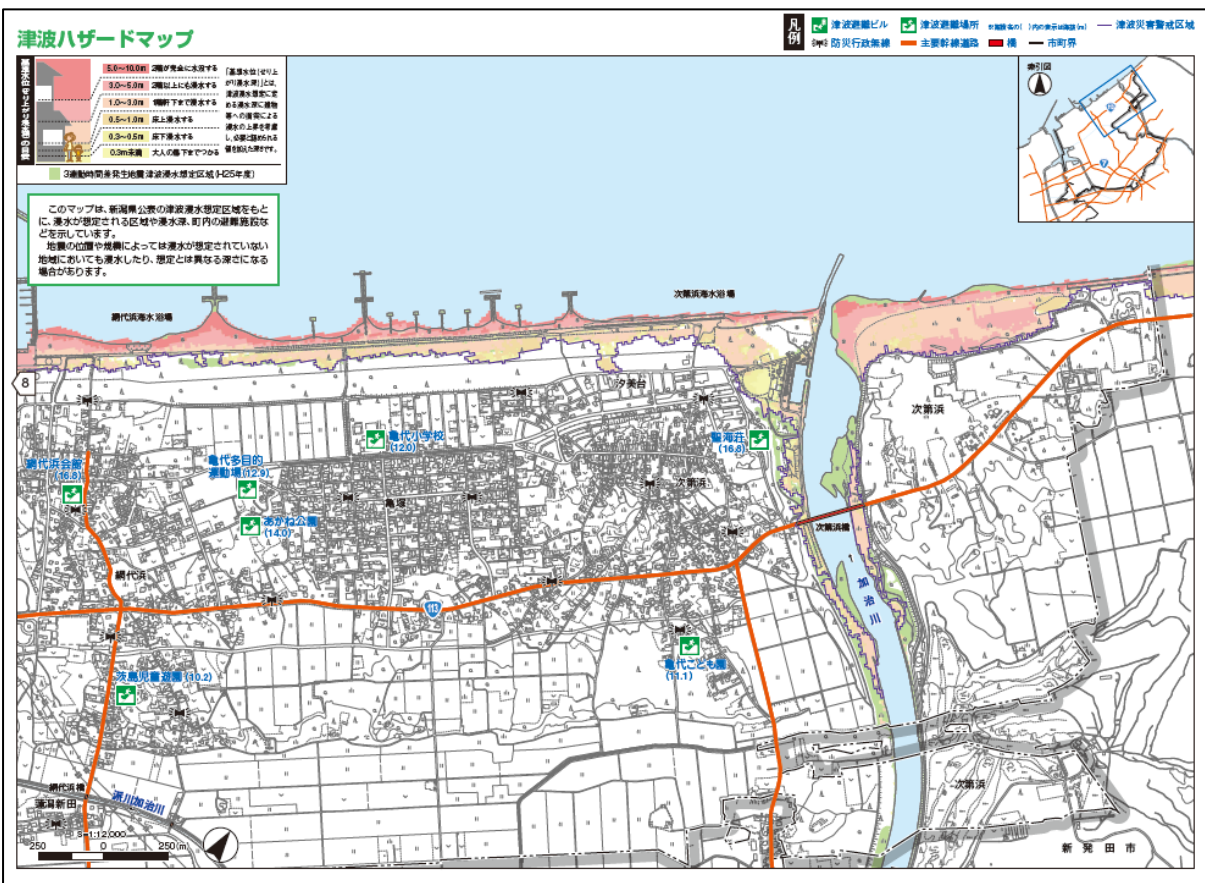
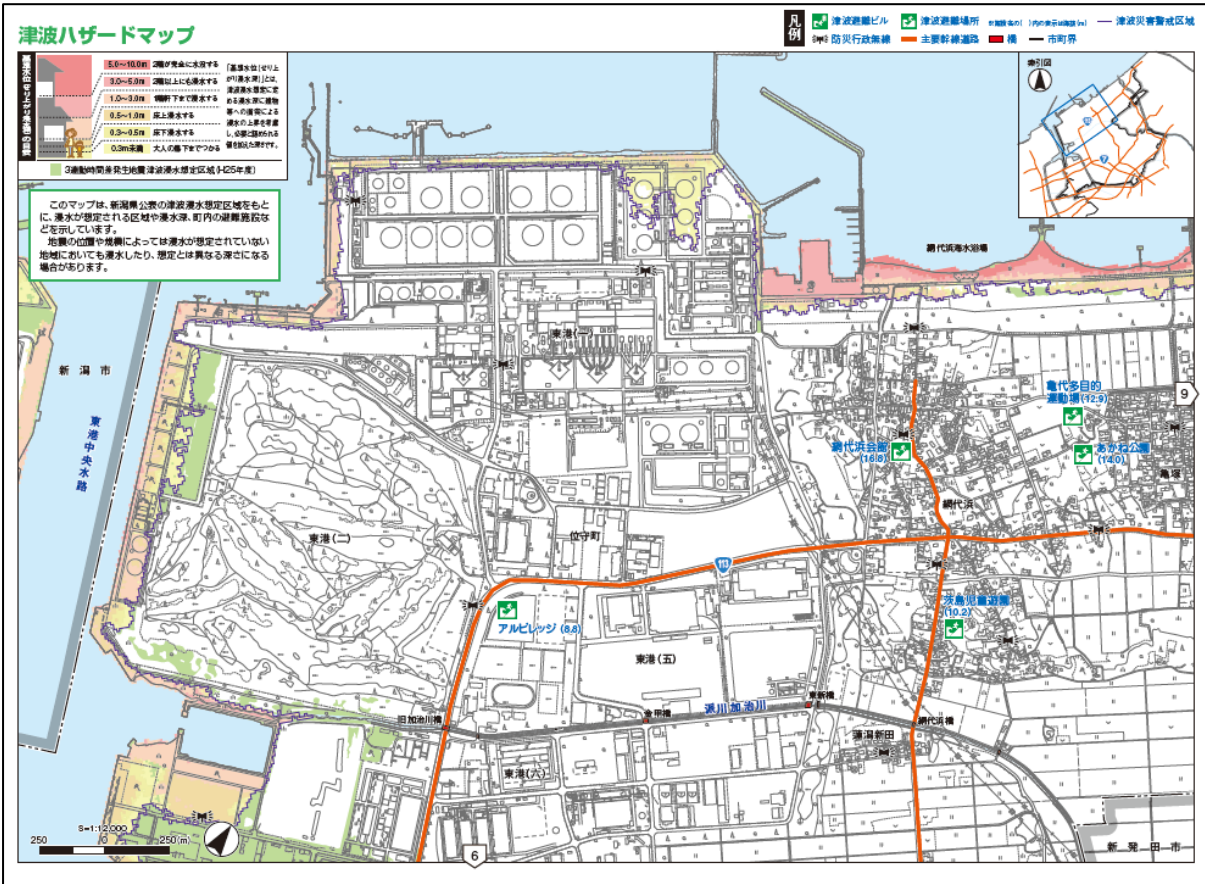
津波ハザードマップでは、H29 津波浸水想定と H25 県独自津波浸水想定を、併せて掲載している。

また、H29 津波浸水想定 of 浸水深は、「基準水位（せり上がり）」を採用している。

町では、この津波ハザードマップに基づき、津波対策を推進していく。

〈図表 6-2-7 津波ハザードマップ〉





第3 洪水浸水想定

近年、集中豪雨等による水害が頻発しており、甚大な被害を引き起こすことも少なくない。

本町における、水害リスクをもたらす河川としては、「二級河川加治川水系加治川（水位周知河川）（以下「加治川」という。）」「一級河川阿賀野川水系新発田川（以下「新発田川」という。）」「一級河川阿賀野川水系太田川（以下「太田川」という。）」「一級河川阿賀野川水系新井郷川・新井郷川分水路・福島潟及び福島潟放水路・派川加治川と駒林川・荒川（以下「福島潟及び福島潟放水路」という。）」の4河川が挙げられる。

洪水浸水想定区域は、当該河川がはん濫した場合に浸水が想定される区域であるが、県では、平成15年に加治川、平成16年に福島潟及び福島潟放水路、平成21年に太田川、平成22年に新発田川について、洪水浸水想定区域を公表している。

また、水防法の改正により、洪水予報河川（対象河川なし）及び水位周知河川（加治川）については、想定最大規模による洪水浸水想定区域を指定することとされたことから、県では、平成29年12月に「加治川洪水浸水想定区域（想定最大規模）」を公表した。

1 洪水ハザードマップ

町では、令和2年3月に洪水ハザードマップを改定した。

洪水ハザードマップは、加治川、新発田川、太田川並びに福島潟及び福島潟放水路の洪水浸水想定区域を重ね合わせたものである。

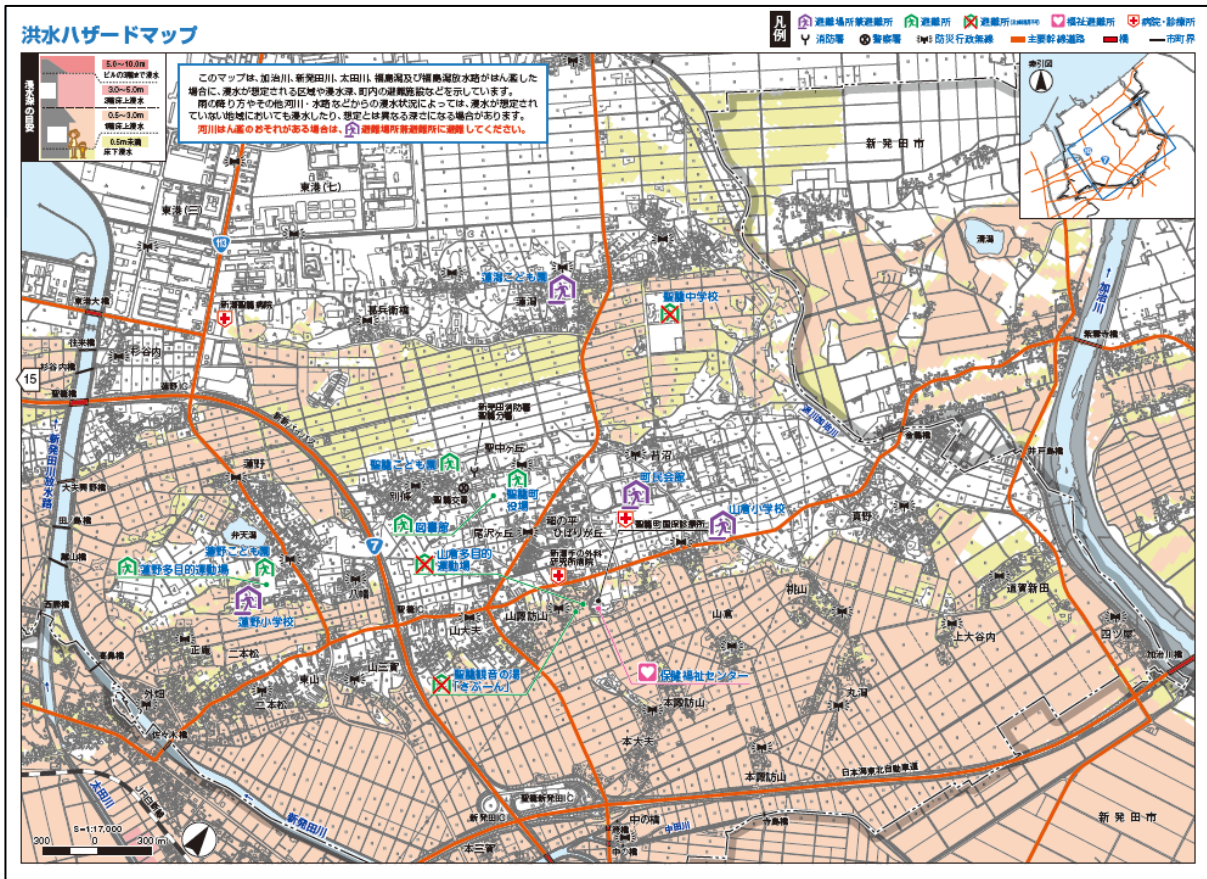
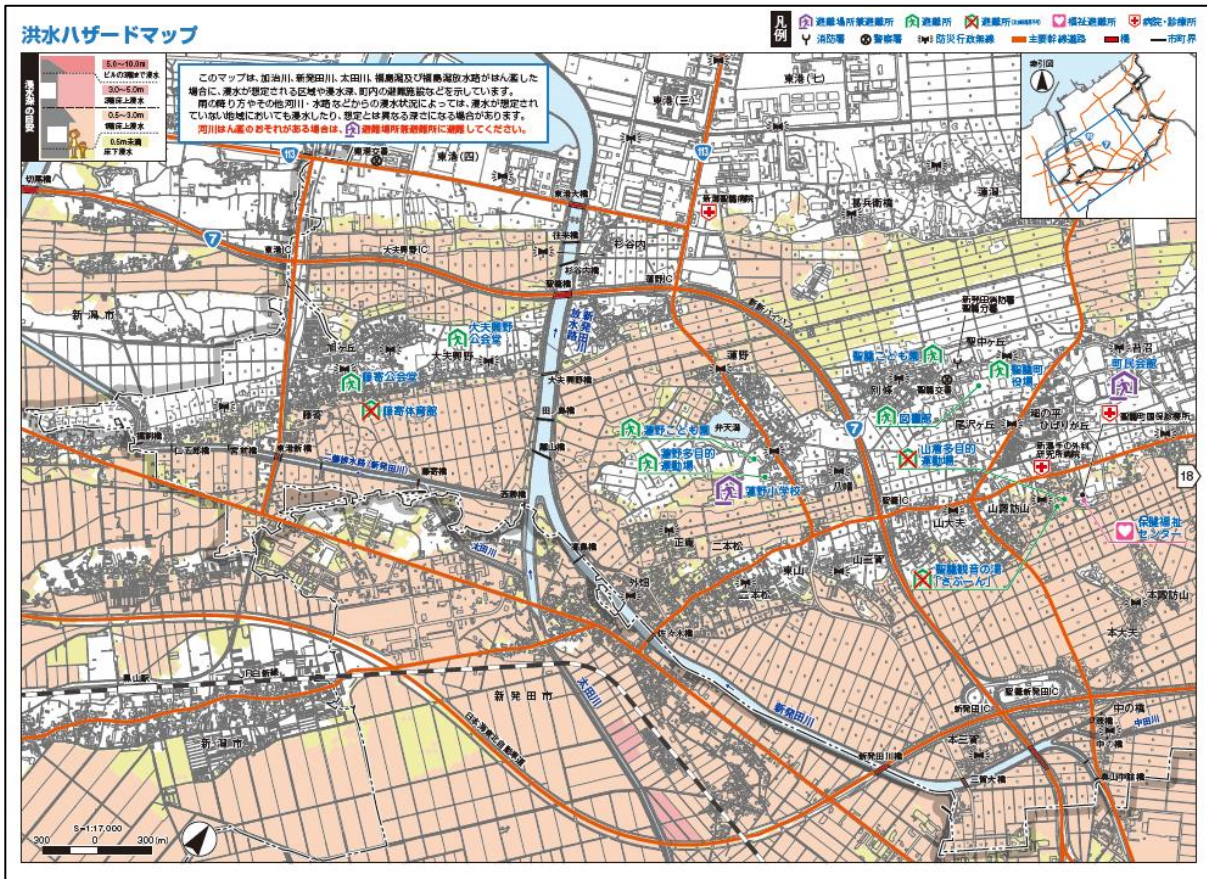
なお、洪水浸水想定は下表のとおりである。

町では、この洪水ハザードマップに基づき、風水害等対策を推進していく。

〈図表 6-3-1 洪水浸水想定はの諸元〉

	加治川	新発田川	太田川	福島潟及び 福島潟放水路
発生確率	1,000年に1回	50年に1回		
降雨規模	15時間総雨量 460mm	1日間総雨量 70.6mm(山地) 60.0mm(平地)	1日間総雨量 353mm(山地) 300mm(平地)	2日間総雨量 331.4mm
浸水継続 時間	最大 12h以上24h未満	—	—	—

〈図表 6-3-2 洪水ハザードマップ〉



聖籠町地域防災計画

－ 総 則 編 －

2023年3月修正

聖籠町防災会議

(事務局) 聖籠町 生活環境課 地域安全係

〒957-0192 新潟県北蒲原郡聖籠町大字諏訪山1635番地4

電 話 0254-27-2111

ファクシミリ 0254-27-2119

電子メール seikan@town.seiro.niigata.jp

ホームページアドレス www.town.seiro.niigata.jp